

備	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

備 一 第 1 1 8 号

(備 二)

令 和 7 年 3 月 6 日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る留意事項について

重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項ただし書の規定に基づき締結された「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定（以下「法10条3項協定」という。）」及び法第11条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づき締結された「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定（以下「法11条3項協定」という。）」については、それぞれ「「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定」について」（令和7年3月6日付け備一第116号）及び「「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」について」（令和7年3月6日付け備一第117号）により通達したところである。

法10条3項協定及び法11条3項協定の運用に係る留意事項については下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る留意事項について」（令和元年7月3日付け備一第19号）は廃止する。

記

1 法10条3項協定による対象防衛関係施設の管理者との間における取決め

対象防衛関係施設については、その対象施設及びその指定敷地等の上空において、対象施設の管理者又はその同意を得た者が小型無人機等の飛行を行う場合であって、法第10条第3項本文に定める都道府県公安委員会等への通報（以下「通報」という。）を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、法10条3項協定に基づ

いて、「当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な通報に代わるべき措置」をとることとされている。法10条3項協定第4条第1項においては、当該対象防衛関係施設の管理者は、当該対象防衛関係施設が所在する地域を管轄する警視庁若しくは道府県警察本部若しくは方面本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課（隊その他課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長から、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において行われている小型無人機等の飛行に関する照会を受けた場合において、必要な事項を速やかに回答することとされている。

よって、県内の防衛関係施設が本件対象に指定される都度、これらの照会及び回答を円滑に実施するため、警備第一課と当該対象防衛関係施設の管理者との間で、連絡手段その他必要な事項について取決めを行う。

2 法11条3項協定による対象防衛関係施設の管理者との間における取決め

県内の防衛関係施設が本件対象に指定される都度、法11条3項協定第7条に基づき、警備第一課が当該対象防衛関係施設の管理者との間で、

- 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空において、違法な小型無人機等の飛行が行われていると認めた場合における相互通報に係る連絡手段
- 上記の通報を受けた際に警察から当該対象防衛関係施設の管理者に対して行う安全確保措置の実施に係る依頼に関する連絡手段
- 当該対象防衛関係施設の管理者からの施設警護自衛官による安全確保措置の実施結果の通知に係る連絡手段

等の取決めを行う。

3 留意事項

(1) 法10条3項協定及び法11条3項協定の対象となる対象防衛関係施設管理者との平素の連携

各警察署にあっては、法第1条の目的に照らし対象防衛関係施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するために必要な範囲内において、対象防衛関係施設の照会連絡担当者との間で、平素から情報交換を行うなど、密接な連携を図ること。

(2) 法11条3項協定第4条第1項2号に基づく警察からの対象防衛関係施設の管理者に対する安全確保措置の実施に係る依頼について

原則として、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域のうち対象防衛関係施設及びその指定敷地等以外の場所（以下「イエローゾーン」という。）の上空において違法なドローンの飛行が行われていると認めた場合、施設警護自衛官から法11条3項協定第3条の通報を受けた時点で、警察から対象防衛関係施設の管理者に対して

- イエローゾーンの上空を違法に飛行するドローンの操縦者に対する命令
- 当該ドローンに対する対象防衛関係施設のジャミング資機材を使用した飛行妨害措置等の安全確保措置の実施（ジャミング資機材を保有する対象

防衛関係施設に限る。)について明示的に依頼すること。

なお、上記依頼を行った場合においても、警察官は、通報を受けた後速やかに当該ドローンの飛行現場に向かい、施設警護自衛官と連携しながら、当該ドローン及びその操縦者の検索を実施すること。

4 その他

警備第一課と対象防衛関係施設管理者との間で、法10条3項協定及び法11条3項協定による取決めをした際は、関係署に別途通知する。

担当 警備第一課警備第四係